

## 9 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第89号を発行させていただきます。

9月に入りましたが、まだまだ暑い日が続きます。今年、コロナウイルス感染症拡大の影響でマスクをする機会も多いので、外出する際にはお気をつけください。

今月は、先月に琵琶湖の中にある竹生島に行った際に撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、竹生島の船着き場からの景色です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**テレワーク等のための中小企業の設備投資税制の拡充**について、**小規模事業者持続化補助金 コロナ特別対応型**について書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

## 2 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制の拡充 について

今回は、コロナウイルス感染症拡大に伴い、その対策としてテレワーク等の設備を取得した場合に適用できる「中小企業経営強化税制」についてご紹介いたします。

## 概要

- ・中小企業等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合に、中小企業経営強化税制の適用を受けることができるようになりました。
- ・具体的には、以下の設備について、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除をすることができます。

## デジタル化設備

類型	新たな類型（デジタル化設備）
要件	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置</li> <li>・工具</li> <li>・器具備品</li> <li>・建物附属設備</li> <li>・ソフトウェア</li> </ul>

## 遠隔操作

1	デジタル技術を用いて、遠隔操作をすること
2	以下のいずれかを目的とすること

A) 事業を非対面で行うことができるようにすること
B) 事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようにすること

#### 可視化

1	データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと
2	1のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること
3	1により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化*を行うことができるようにすること

\*「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。

#### 自動制御化

1	デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること
2	1の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること



(写真は、竹生島の宝蔵寺の境内からの眺めです)

#### 手続き等について

テレワーク等の設備の取得をする前に「経営力向上計画」を申請して受理されていることが必要になります。

\*「経営力向上計画」の申請には、「経営革新等支援機関」として認定された税理士等のサポートが必要になりますので、対象となるテレワーク等の設備取得をご検討される事業者様は、設備取得される前に「経営革新等支援機関」にご相談をお願いします。

\*当事務所は、「経営革新等支援機関」として認定を受けておりますので、ご相談いただければご対応させていただきます。

#### 【参考文献】

- ・財務省発行リーフレット「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（中小企業経営強化税制の拡充）」
- ・中小企業庁HP「テレワーク等を促進するために中小企業経営強化税制が拡充されました」



(写真は、竹生島にある西国三十三所の第30番宝蔵寺の本堂です)

### 3 小規模事業者持続化補助金 コロナ特別対応型 について

#### コロナ特別対応型（事業再開枠）

#### 事業の目的

本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組を行う事業者が、事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で必要最小限の感染防止対策を行う取組について補助するものです。

加えて、クラスター対策が特に必要と考えられる業種（以下、「特例事業者」という）については、さらに上限50万円上乘せします。

## 補助対象者

本事業の補助対象者は、日本国内に所在する小規模事業者等（単独または複数の小規模事業者等）であり、小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞の申請を行う者であることとします。

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下



（写真は、竹生島にある西国三十三所の第30番叡寺の唐門と観音堂です）

## 補助対象事業

補助対象となる事業は、次の(1)に掲げる要件を満たす事業であることとします。

(1)	自らの事業が該当する業種別ガイドライン*に基づいた感染拡大予防のために行う感染防止対策の取組であること。
-----	--

\*1 「業種別ガイドライン」とは、業種（業界）ごとに、感染拡大予防を行うために策定したガイドラインのこと。

（参考URL） <https://corona.go.jp>

\*2 該当する業種別ガイドラインが策定されていない業種においても、下記対象経費は補助対象となります。

＜取組事例＞

「事業再開枠：感染防止対策」の取組事例イメージ

- ・消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入、消毒作業の外注、消毒

## 液・アルコール液の購入

・マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入

・清掃作業の外注、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入

・アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入、施工

・換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入、施工

・クリーニングの外注、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入、従業員指導等のための専門家活用、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入

・ポスター、チラシの外注・印刷費（従業員又は顧客に感染防止を呼び掛けるものに限る）

\*消耗品（下線）は、2020年5月14日以降補助対象期限までに購入及び使用したものに限り。なお、「受払簿（任意様式）」等によって、購入日、購入量、使用日、使用量等を管理する必要があります。



（写真は、竹生島にある西国三十三所の第30番叡寺の唐門と観音堂です）

## 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 2020年5月14日以降に発生し対象期間中に支払、使用等が完了した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認で

	きる経費
(2)	補助対象となる経費について 補助対象となる経費は、補助事業期間中に発生する、感染防止対策の取組に要する費用の支出に限られます。補助事業実施期間中に実際に使用し、感染防止対策の取組をしたという実績報告が必要となります。ただし、今回の公募においては、特例として、2020年5月14日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。
(3)	感染防止対策の取組において、補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の対象外となります。また、業種別ガイドラインに明確に記載がある場合は補助対象となります。

#### 経費内容

消毒費用	消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費、消毒作業の外注費、 <u>消毒液・アルコール液の購入費</u>
マスク費用	<u>マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費</u>
清掃費用	清掃作業の外注費、 <u>手袋・ゴミ袋・石けん・洗剤・漂白剤の購入費</u>
飛沫対策費用	<u>アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカ</u> の購入費・施工費
換気費用	換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入費
その他衛生管理費用	ユニフォームのクリーニング外注費、 <u>トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費</u> 、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費
PR費用	ポスター・チラシの外注・印刷費 (感染防止のための注意喚起に要する費用)

\*上記に掲げる各費目に係る経費以外は、補助対象外となります。また、上記に掲げる経費においても対象とならない場合

があります。

#### 補助率等

補助率	業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の費用（補助対象経費で定めるものに限る）：定額
補助上限額	50万円（特例事業者を除く） 100万円（特例事業者のみ*） *ただし、小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>の交付決定額を超えない範囲とします。

#### 【参考文献】

- ・日本商工会議所令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金コロナ特別対応型 公募要領



(竹生島からの眺めです)

#### 4 編集後記

今月の事務所便りは、新型コロナウイルス感染症拡大のもとで中小企業等が利用できる補助金や税制の紹介に紙面のスペースを割きましたので、税金以外のテーマを取り上げることができませんでした。次号では、税金以外のテーマも書けるように調整いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に関連する税制などの説明をしなくてもいいようになって欲しいです。

今月も最後までお読みいただきありがとうございます。